

野木町告示第30号

野木町スタートアップ支援補助金交付要綱を次のように定め、令和8年4月1日から適用する。

令和8年3月17日

野木町長 真瀬 宏子

野木町スタートアップ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済の活性化を図るため、町内で新たに事業を開始する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、野木町補助金等交付規則（昭和57年野木町規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者であって、営利を目的として町内に事業所を有している法人又は個人をいう。
- (2) スタートアップ事業 次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 補助金の交付申請時点において事業を営んでいない個人が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、個人事業主として新たに町内で事業を開始すること。
 - イ 補助金の交付申請時点において事業を営んでいない個人が、新たに町内に法人を設立し、その代表者として町内で事業を開始すること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金事業年度内においてスタートアップ事業を行うことで、中小企業者となる者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた後、当該事業を3年以上継続する者
- (2) 野木町商工会からスタートアップ事業に関しての指導を複数回受けた者
- (3) 補助金の実績報告までに、野木町商工会に加入する者
- (4) 本町に納めるべき町税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付の対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を行う者
- (2) フランチャイズ契約又はこれらに類する契約に基づく事業を行う者
- (3) 野木町暴力団排除条例（平成23年野木町条例第19号）第2条第1号又は同条第3号に規定する暴力団及び暴力団員等のいずれかに該当する者
- (4) 宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動又はこれに類する事業を行

う者

- (5) 業種を問わず、過去に町内でスタートアップ事業を経験したことがある者
- (6) 過去においてこの要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがある者
- (7) その他町長が適当でないと認める事業を行う者
(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、スタートアップ事業を行うに当たって必要となる次の各号に掲げる経費とする。ただし、補助金の交付申請前に契約、支出等を行っているスタートアップ事業の経費は除くものとする。

- (1) 町内の事業所の取得、改修等に要する経費（建物等の改修に要する経費にあつては、町内で事業を営む事業者が施工するものに限る。）
- (2) 事業の用に供する機械設備、備品等の購入に要する経費
- (3) パンフレットの作成、広告の掲載、ホームページの作成等の広告宣伝に要する経費
- (4) 経営相談、税務相談、法律相談等に要する経費
- (5) 町内の事業所を賃借するための経費（契約日の属する月から3月分を上限とし、敷金、礼金、駐車場費、共益費、光熱水費等を除く経費とする。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は公的団体から補助を受けている場合は、当該補助金額を控除した残りの額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条各号に掲げる補助対象経費の額の2分の1以内の額とする。ただし、合計50万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、野木町商工会の確認を受けた上で、野木町スタートアップ支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 野木町スタートアップ支援補助金事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 野木町スタートアップ支援補助金収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 事業に係る見積書等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、速やかに申請書の内容を審査し、交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、野木町スタートアップ支援補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の額が変更になる計画の変更又は中止があるときは、野木町商工会の確認を受けた上で、野木町スタートアップ支援補助金変更（中止）承認申請書（別記様式第5号）によりあらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 前条の申請を受けたときは、町長はその内容を審査し、適当と認めるときは、野木町スタートアップ支援補助金変更（中止）承認通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助対象経費の支払が完了したときは、野木町商工会の確認を受けた上で、完了した日の翌日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた日が属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、野木町スタートアップ支援補助金交付実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 野木町スタートアップ支援補助金収支決算書（別記様式第8号）
- (2) 補助対象物の完成写真
- (3) 事業に係る領収書等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

（額の確定）

第10条 前条の報告を受けたときは、町長はその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、野木町スタートアップ支援補助金の額の確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の確定通知を受けた交付決定者は、すみやかに、野木町スタートアップ支援補助金交付請求書（別記様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の交付の決定を受けた後、3年以内で事業所を町外に移転したとき。
- (4) 補助金の交付の決定を受けた後、3年以内で事業を中止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を取り消すべき事由があると町長が認めたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の取消しをする場合の補助金の返還額は、補助金の交付の決定をした額を36月で除して得た額に、36月から事業を継続した月数（1月に満たない部分があるときは、これを切り上げ

た月数)を減じた月数を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 町長は、第1項の取消しにより、交付決定者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(帳簿等の備付)

第13条 交付決定者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整理し、補助金交付後5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。